

広 資 料 第 9 2 号
令 和 5 年 9 月 1 日
都 市 整 備 部 都 市 計 画 課
市 民 情 報 提 供 資 料

武蔵村山市マンション管理適正化推進計画について

このことについて、別紙のとおり策定しましたので、お知らせします。

武蔵村山市マンション管理適正化推進計画
(計画期間：令和5年9月～令和9年3月)

令和5年9月1日

1 武蔵村山市の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

武蔵村山市の区域内におけるマンション数は、令和4年度末時点で17棟、そのうち築20年以上のマンションは15棟となっています。今後、本市内のマンションは高齢化することが予想されますが、良質なマンションストックを形成するためには、管理不全を予防し、適正な管理を促進することが重要です。

本計画では、管理組合による自主的かつ適正な管理の促進を重点においてマンションの管理適正化を推進します。

2 武蔵村山市の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために武蔵村山市が講ずる措置に関する事項

武蔵村山市の区域内におけるマンションの管理状況を把握するため、計画期間内に管理組合等へのアンケート調査等（以下「実態調査」という。）を実施することを検討します。

3 武蔵村山市の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

なお、実態調査を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。

4 武蔵村山市の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（武蔵村山市マンション管理適正化指針）に関する事項

武蔵村山市マンション管理適正化指針については、国がマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（令和3年国土交通省告示第1286号）に定めるマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

なお、実態調査を踏まえ、必要に応じ、武蔵村山市の地域性に応じたマンション管理の基準を追加することについても検討します。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市報やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

本計画の期間は、市の第三次住宅マスタープランの計画期間に合わせ、令和5年度から令和8年度までとします。

なお、住宅マスタープランの見直しなどに合わせ、必要に応じて見直しを図るものとします。